

北九州市監査公表第21号

令和6年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
教育委員会
- 3 監査の期間
令和5年11月6日から令和6年5月29日まで
- 4 監査公表の時期
令和6年7月19日（令和6年監査公表第11号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 教育委員会

監査の結果	措置状況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(指導企画課)</p> <p>令和5年度のSNSを活用した相談・通報業務委託契約において、あらかじめ設定すべき予定価格を設定しておらず、また、特命随意契約とすることを事前に決裁していなかった。さらに、正式な見積書を徴しておらず、参考見積書のみで契約金額を決定し、契約を締結していた。</p> <p>地方自治法では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市会計規則では、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないとされている。さらに、市契約規則では、随意契約の方法によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定め、選定の相手方から見積書を徴するものとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受けて、業務マニュアルに、早期の契約方法の検討と、特命随意契約とする場合でも予定価格と契約方法に関する事前の決裁が必要である旨追記した。</p> <p>また、業務マニュアルの修正と「市契約規則」や「業務委託契約事務の手引き」等による契約手順の再確認を令和6年6月20日の事務改善会議で周知した。</p> <p>なお、令和6年度のSNSを活用した相談・通報業務委託契約については、LINEによる業務対応可能な事業者6者のうち市の有資格者名簿に登録されている事業者3者による指名競争入札を行った。入札に当たっては、過去の受託業者から徴した参考見積と、HP等に掲載されている類似事業の積算内容とを比較考量したうえで予定価格を設定し、適切な専決区分に応じた決裁を経て実施した。令和6年度の支払い実績に今回の「監査指摘事項報告書」を色紙で綴じ込み注意喚起している。</p> <p>《教育委員会全体の対応について》</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>指摘の内容のみならず、監査期間において注意を受けた内容を全課に対して通知し、今後同様の事案が生じないよう周知した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>契約事務について</u> (中央図書館運営企画課)</p> <p>指名競争入札により締結したフルカラーデジタル複合機賃貸借契約について、落札後に落札者より仕様書の一部の要件を満たすことができないとの申出を受けたが、その際提案のあった他の方法で「要求する同等の機能を持つ」と判断し、仕様書の内容を変更して契約していた。</p> <p>落札後の仕様書の内容変更は、入札の条件であった事項を変更することとなり、入札の公平性を損なうものである。</p> <p>本来であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札者以外の者と随意契約を行うか、入札をやり直すべきであり、落札後の仕様書の内容変更で処理すべきではない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘されたフルカラーデジタル複合機賃貸借契約について、現在の業務環境で真に必要な機能を再確認した。</p> <p>また、次回契約時においても改めて必要な機能を精査して仕様を定めるよう業務マニュアルを変更するとともに、今回の指摘内容も追記し再発防止を図った。</p> <p>令和6年6月7日及び6月18日の事務改善会議において、課内研修を実施し、業務マニュアルの変更内容の周知徹底を図るとともに、契約制度課が示す入札の手順や注意点などを具体的に説明し、契約事務に関する正しい理解の習得を図った。</p> <p>《教育委員会全体の対応について》</p> <p>指摘の内容のみならず、監査期間において注意を受けた内容を全課に対して通知し、今後同様の事案が生じないように周知した。</p>